

第2章 災害予防計画

第1節 市民の防災対策計画

第1 防災の主役は市民

市民力を活かした地域防災力の向上、すなわち、市民の自発的な防災への取組みが重要であり、『防災の主役は市民』との認識が必要である。

第2 減災行動の第一歩

災害による被害をできるだけ小さくすることを「減災行動」と言い、減災行動の第一歩は、自分や自分の家族は、自分自身で守るという『自助』の災害対応力を高めることである。

第3 減災のための我が家の3本柱

1 我が家の備蓄

災害が発生し、ライフラインが停止した場合に備え、おおむね3日～7日間は自力で生活できる食糧等の備蓄が必要である。ただし、食糧は、非常食である必要はなくカセットコンロ等が活用できれば、通常食で十分である。また、飲料水は、買置きしたものを古い順から使用し不足分を買い足すことで、備蓄が確保できる。

2 我が家の安全確保

自宅は、耐震補強がどうなっているかを確実に把握しておくとともに、家具類の転倒による怪我を防止するため、家具類の転倒防止策を確実に実施しておくことは重要である。

3 我が家の防災会議

災害が発生した場合、家族同士の安否確認の手段、非常持ち出し物品で必要な物品や位置を確認しておくよう、家庭内で災害に備えて話し合いを行うことが必要である。

第4 地区防災計画作成の推進

地震等の大規模災害の発生時には、行政機能が麻痺してしまい、行政による「公助」が行き渡らないことが想定されるため、地域住民自身の命を守る行動「自助」と地域コミュニティによる助け合い「共助」による地域防災力をより一層向上する必要がある。

市内の自主防災組織及び市内に事業所を有する事業者（以下、「自主防災組織等」という。）は、当該組織の防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」を作成することができる。

そのため、南アルプス市では、自主防災組織等へ「地区防災計画」の策定を推進し、作成支援を行うとともに、自主防災組織等から本防災計画に作成の地区防災計画を定めることの提案を受けた場合は、南アルプス市防災会議に諮り、必要と認めるときは、本防災計画に定める。

資料編 ○地区防災計画策定一覧 (P1018)

第2節 防災組織の充実計画

第1 南アルプス市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

南アルプス市防災会議条例第2条の定めに基づき、次の事務を行う。

- (1) 南アルプス市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 組織

南アルプス市防災会議条例第3条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。

会 長	市 長
南 アル プス 市 防 災 会 議	○ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
	○ 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
	○ 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
	○ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
	○ 教育長
	○ 消防長及び消防団長
	○ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
	○ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者

専 門 委 員

資料編 ○南アルプス市防災会議条例 (P1634)
 ○南アルプス市防災会議委員名簿 (P1016)

第2 南アルプス市災害対策本部（本編第3章第1節「応急活動体制計画」参照）

第3 南アルプス市水防本部（大規模災害編第2章第2節「水防対策計画」参照）

第4 南アルプス市地震災害警戒本部（大規模災害編第7章第3節「東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」参照）

第5 自主防災組織

1 設置の目的

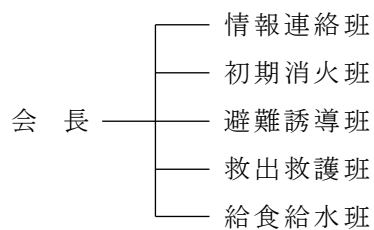
災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会等を単位として自主防災会が組織されている。

2 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約及び地区の防災計画を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 災害危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

3 市の行う指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

- (1) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催による自主防災会指導者の育成
- (2) 消防本部が行う普通救命講習等への参加促進
- (3) 自主防災会が行う防災訓練への消防職員の派遣、指導
- (4) 防災資機材等の計画的配備

第3節 防災知識の普及計画

市職員及び一般住民等に対して、次により防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、各職場においては、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

なお、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 災害対策活動の概要 | ③ 職員としての心構え |
| ② 災害の特性と対処方法 | ④ 災害時の役割内容 |

2 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

3 職員初動マニュアル等の配布

市は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、「職員防災マニュアル」等を作成配布し、職員研修用テキストとして活用を図る。

「職員防災マニュアル」の内容は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 災害対策本部の組織 | ④ 災害情報収集及び伝達の要領、報告書式 |
| ② 職員としての心構え | ⑤ 避難所の開設要領 |
| ③ 災害時の業務内容 | |

第2 住民に対する防災知識の普及

市は、次により住民に対して防災知識の普及を図る。

1 普及の方法

- (1) 「広報 南アルプス」の活用
- (2) 市ホームページ、CATVの活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料（防災パンフレット・防災ハンドブック等）の作成、配布
- (6) 防災ビデオ等の貸出し

2 普及内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制

- (4) 災害予防措置
- (5) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

資料編 ○防災の心得 (P1718)

第3 学校教育における防災教育

市は、次により児童生徒の発達段階に即して計画的に防災教育を実施するとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

- 1 教育課程内の指導
災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項を取りあげる。
- 2 防災訓練
学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、避難行動等について習得させる。
- 3 課外活動における防災教育
防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、防災に対する一般的知識、災害時にとるべき措置、集団行動時の心得、災害時要配慮者へのサポート等について、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布、映画・テレビ・体験談等を教材として習得させるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関と協力して、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また住民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験装置	震度1から7までを体験できる装置
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	ビルカット装置	必置消火器具の取り付け説明装置
	情報伝達システム	情報伝達の際の正確度を体験させる装置
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	山梨の総合防災システム	平常時、災害時の防災対策をスライドで学べる装置
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横揺れ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	

図 書、 相 談 室	400冊
訓 練、 実 習 室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第4節 防災訓練計画

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう、次の訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施する。

1 実施時期

「防災週間」の間又は6月上旬など、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

2 実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域において実施する。

3 実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

訓練重点事項

- | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常参集 | <input type="checkbox"/> 消防 | <input type="checkbox"/> 応急復旧 |
| <input type="checkbox"/> 情報通信連絡 | <input type="checkbox"/> 水防 | <input type="checkbox"/> 炊き出し |
| <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置・運営 | <input type="checkbox"/> 救援物資調達・輸送 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 避難 | <input type="checkbox"/> 防疫 | |
| <input type="checkbox"/> 救出・救護 | <input type="checkbox"/> 給水 | |

第2 地区防災訓練

各地区においては、地区の災害実状に応じた訓練を実施する。訓練実施の際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 参加機関

支所職員、地区消防団、南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議、地域住民等

2 実施時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

3 実施内容

- (1) 情報収集伝達訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 炊き出し訓練

第3 非常通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常時の通信の円滑な運用を確保するため、次により非常通信訓練を実施する。

1 参加機関

- (1) 南アルプス市
- (2) 南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議
- (3) 住民（自主防災会）

2 実施時期及び実施方法

関係機関との協議によりその都度定める。

第4 避難訓練

学校等、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努める。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対しても、必要な対策を講ずるよう努める。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意する。

- 1 災害の種類や規模、発生時間など、さまざまな場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第5 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行う。

2 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第6 消防訓練

消防機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第7 水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、南アルプス市消防本部、消防団等と連携し、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所水防支部長と協議の上、水防本部長（市長）が定める。

第8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第5節 生活関連施設の安全対策推進計画

水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害発生を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、各施設の安全対策を推進する。

第1 水道施設安全対策の推進

県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、「糸魚川―静岡構造線断層帯 南部区間 (Case 3)」冬5時の被害想定では約96%の世帯で、「曾根丘陵断層帯 (Case 1)」では約78%の世帯で断水被害が発生するとされるほか、他のほとんどの想定地震も50%以上の世帯で断水被害が発生するとされている。

また、「南海トラフ巨大地震 (東側ケース)」が発生した直後には、市内で44,663戸 (88.9%) が断水すると想定されている。

市企業局は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備 (自家用発電機を含む。) の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水タンク等の整備に努める。

第2 下水道施設安全対策の推進

市下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能向上のため、次の対策を実施するものとする。

1 耐震性の確保等

- (1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(2) 下水処理場は、市内には小規模施設が3か所で、最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保するよう努める。

2 施設機能の整備

小規模下水処理場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

3 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感電器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等対震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備

(2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

(1) 容器転倒防止措置の強化

(2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化

(3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓蒙

(4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 電気通信施設の耐震化

(2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

(1) 災害時優先電話の確保

(2) 特設公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

(1) 可搬型移動無線機

(2) 車載型衛星通信地球局

(3) 非常用移動電話局装置

(4) 移動電源車及び可搬型電源装置

(5) 応急復旧ケーブル

(6) 特殊車両

5 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

(3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第6節 都市型災害の防止・軽減対策推進計画

都市化の進展等により、大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図るものとする。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市庁舎、支所、避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の留意事項

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第2 一般建築物災害予防対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

これは、市内における建物の約77.7%が木造建物であり、しかも新耐震基準（昭和56年）以前の古い木造建物が約48%を占めていることが大きな要因となっている（大規模災害編第1章 第1節 地震災害の想定 参照）。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布等により、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

2 既存木造住宅の耐震診断の促進

市は、「南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、一定の条件を満たす既存木造住宅に対して耐震診断を行っている。

また、市は、「南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱」に基づき、一定の条件を満たす既存木造住宅について、耐震改修工事の実施に対して予算の範囲内において補助金を交付している。

広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震診断の実施、また耐震改修工事の実施を促進し、震災に強いまちづくりを推進する。

資料編 ○南アルプス市木造住宅耐震診断事業実施要綱 (P1642)
 ○南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱 (P1647)

3 県が実施する無料耐震診断及び耐震改修補助の活用

県は、昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

市は、当該事業を活用して、広報紙等により住民に周知、活用を図り、地震に強いまちづくりに努める。

4 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を推進するため、また耐震性確保の重要性を住民に周知を図るため、講習会等を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、「南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱」等を活用して、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

資料編 ○南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱 (P1666)

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋		耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。

枯街路樹等	道路管理者	樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

資料編 ○地区別危険物施設設置状況一覧表 (P1051)

第7節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所・各支所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 防災備蓄倉庫

防災備蓄倉庫として市内に楡形防災倉庫、白根防災倉庫、芦安防災倉庫（大曾利防災倉庫）、八田防災倉庫、若草防災倉庫、甲西防災倉庫、中央防災倉庫の7か所を拠点とし、今後は、避難者等へ円滑な供給ができるよう、市内指定避難所への防災備蓄倉庫の整備を計画的に推進するとともに、「山梨県地震被害想定調査結果」の本市への被害想定調査結果等を参考にし、本市の人口の変化等を勘案して、計画的に非常食、資機材等の備蓄を図っていく。

3 水防倉庫

市内には、主要河川沿い等に水防倉庫が13か所設置されている。消防団が水防倉庫の資機材の点検を定期的に行っているが、計画的に水防資機材の整備、拡充を図る。

資料編 ○水防倉庫一覧表 (P1052)

4 避難場所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び緊急避難場所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化・耐震性不足、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な広場、建物等を充て、更にバリアフリー化した施設など、障害者等にとって避難や避難生活が容易な施設を選定するよう考慮する。

資料編 ○指定避難所・指定緊急避難場所一覧表 (P1019)

第2 防災資機材の整備

防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

1 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資 機 材	保 管 機 関
水 防 用 備 蓄 資 機 材	消防団
救 助 用 資 機 材 及 び 医 薬 品	健康増進課
消 防 用 資 機 材 及 び 施 設	消防本部、消防団
防 疫 用 資 機 材	健康増進課
給 水 用 資 機 材	上下水道局
た ん 水 防 除 用 資 機 材	道路整備課

備蓄食料・生活必需品	防災危機管理課
------------	---------

2 点検内容

資 機 材 等	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第8節 防災備蓄計画

市では、災害が発生した直後の市民生活を維持するため、以下の事項を考慮して食糧、そのほか生活必需品等の防災備蓄計画を別途策定する。

第1 前提となる被害想定

発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市に多くの影響を及ぼすものを選定する。

第2 防災備蓄対象

1 物資支給対象者

支給対象者については、本市の人口の変化等を考慮して、被害想定結果に基づき算出し、流通備蓄や救援物資を勘案し、発災から3日間の備蓄を整備するものとする。

2 備蓄品目

備蓄品目については、食料や毛布、簡易トイレに加えて、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー等生活必需品を備蓄することとする。
なお、食物アレルギーを有する者への対応も考慮する。

3 備蓄数量

避難者の年代や性別を考慮して算定するものとする。

第3 防災備蓄の考え方

市防災備蓄計画以外の防災備蓄の考え方には以下のものがある。

1 家庭内備蓄

家庭内備蓄の意識や必要性について、広報誌、自主防災組織等を通じて、継続的に広報する。備蓄に際しては、3日～7日以上食料や、1日3ℓ以上の飲料水、3ℓ以上の生活用水の備蓄を推進していく。

2 地域内備蓄

地域は、災害時に使用できる個人保有機材を把握するとともに、自主防災組織として必要な防災資機材を計画的に整備するものとする。

3 企業内備蓄

大規模災害の場合、消防、自衛隊等の行政機関が直ちに救援要請に対応できないことを考慮し、企業は、3日分程度の備蓄を確保するとともに、状況によっては、会社施設内に社員を待機させる等の処置を講ずるものとする。

4 流通備蓄

本市と流通業者間で締結した、災害時に物資等の供給支援の協定に基づき、災害時に必要な物資を調達できるものを「流通備蓄」としている。

5 救援物資

その他、各地から災害救援のため送られてくるのが見込まれる物資を「救援物資」とする。

第9節 消防予防計画

第1 消防力の充実強化

1 市消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

資料編 ○消防力の現況 (P1039)
○消防水利一覧表 (P1040)

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

2 地域の自主防災会の充実強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図るため、地域からの推薦者を対象に講習を実施し、講習修了者等を南アルプス市防災リーダーとして認定するとともに、南アルプス市防災リーダーを組織の中核として日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 消防力等の整備 | ④ 災害の予防、警戒及び防御方法 |
| ② 防災のための調査 | ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法 |
| ③ 防災教育訓練 | ⑥ その他災害対策に関する事項 |

を大綱とした南アルプス市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、こ

れを修正するものとする。

第2 火災予防対策の指導強化

1 建築同意制度の効果的活用

南アルプス市消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図る。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の指導強化

- (1) 市は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。
- (2) 市は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

5 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、市は、南アルプス市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体、各CATVの協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及を図る。

第10節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画

防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、市職員に対し防災に関する教育を行う。また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災会の育成強化に努める。

第1 防災知識の普及

1 市職員に対する教育

市は、職員に災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員防災マニュアル」等を作成配布し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

市職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
- ② 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- ③ 市及び各機関が実施している防災対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑥ その他

※ ④については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、特に、地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 普及の方法

- ア 「広報 南アルプス」の活用、防災関係資料の作成・配布
- イ 市ホームページ、CATV等各種報道媒体の活用
- ウ 社会教育の場の活用
- エ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸出し
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導

(2) 普及内容

- ア 南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報の正確な入手方法

- エ 地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

3 幼児、児童生徒に対する教育

市は、幼児、児童生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して南海トラフ地震臨時情報発表時における措置について、また地震発生時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応及び保護の措置について、防災知識の普及を図る。

4 防災関係機関による防災知識の普及

NTT東日本(株)、中日本高速道路株式会社、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

5 企業防災の促進

企業は、災害発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第2 自主防災会活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- ① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
- ② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
- ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
- ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の確保等が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」の趣旨のもと結成された自主防災会の充実強化を推進する。

市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことにより組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災会の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災会は、自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、おおむね次のとおりとする。

会 長	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 正しい情報の収集、伝達 ◦ ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	◦ 火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	◦ 資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	◦ 危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食給水班	◦ 飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

平常時にはおおむね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図る。

- 平常時の活動内容**

 - 防災知識の普及
 - 防災訓練の実施
 - 地域の危険物の点検
 - 災害危険箇所の調査
 - 防災用資機材の備蓄
 - 情報の受伝達体制の確立
 - 防災マップの作成・配布等

2 市の指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

- (1) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催による自主防災会指導者の育成
- (2) 防災講演会の開催
- (3) 消防本部が行う普通救命講習等への参加促進
- (4) 自主防災会が行う防災訓練への消防職員の派遣、指導
- (5) 防災資機材等の計画的配備

第3 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うほか、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災会と連携を取り、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- 防災訓練
 - 情報の収集、伝達体制の確立
 - 避難対策の確立
 - 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
 - 従業員等の防災教育
 - 施設及び設備の耐震性の確保
 - 火災その他災害予防対策
 - 救出及び応急救護方法の習得
 - 帰宅困難者対策

第11節 防災ボランティア育成強化計画

阪神・淡路大震災において、防災ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

防災ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、市社会福祉協議会等との連携のもと、防災ボランティアの育成強化及び活動拠点の整備に努め、特に、市社会福祉協議会等とは、必要な対応を円滑に遂行するため、災害時に相互協力の協定を締結した。

第1 防災ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアの登録を推進する。

第2 防災ボランティアの育成

1 活動内容の周知

市は、研修会の実施、市が実施する防災訓練への参加等により、災害時における防災ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した防災ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 ボランティアの活動内容

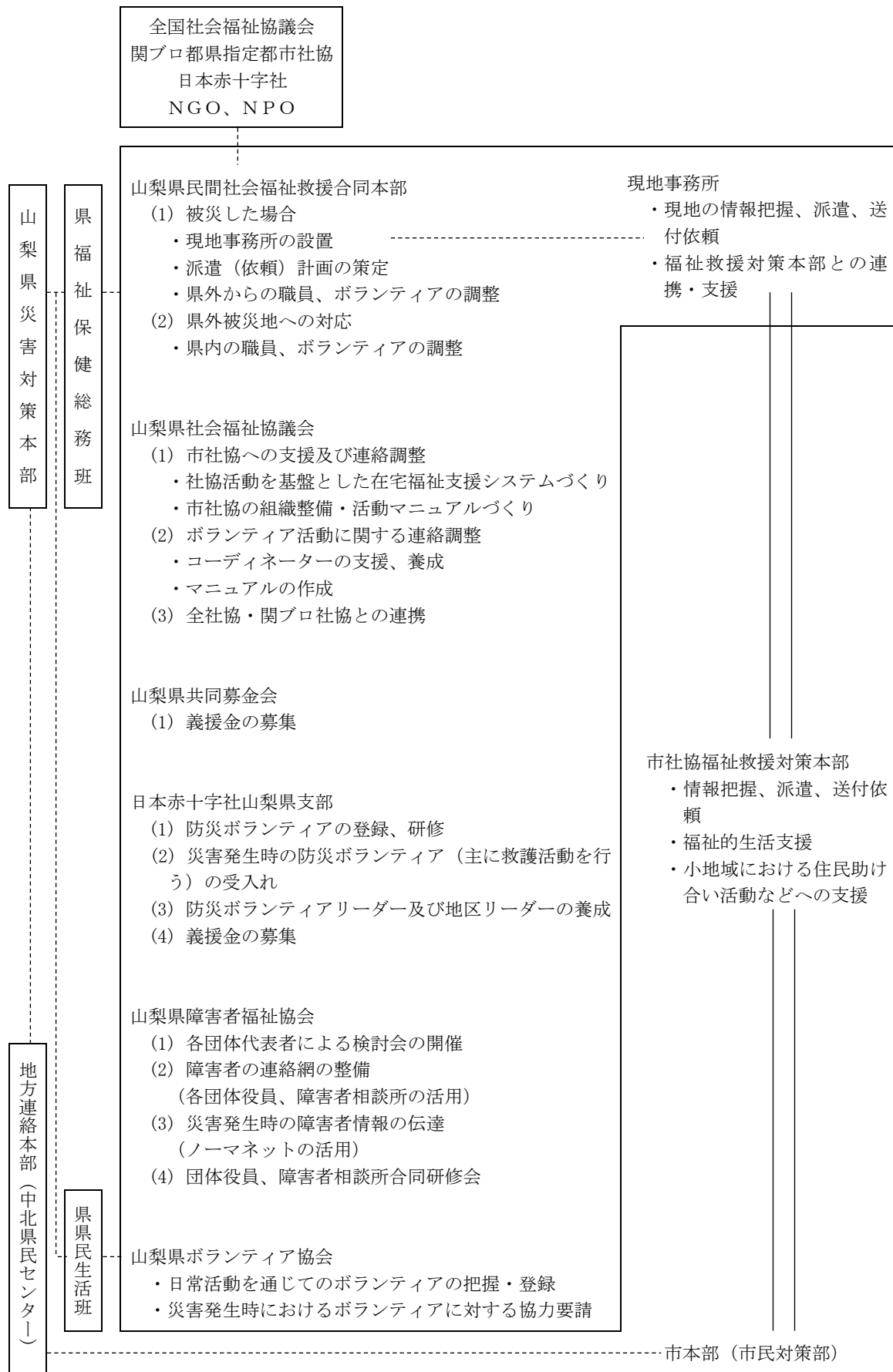
災害時に防災ボランティアが行う活動は、おおむね次のとおりである。

主な活動内容

- 災害・安否情報等の収集、伝達
- 炊き出し
- 応急救護活動
- 高齢者・障害者等への支援及び介助
- 救援物資の仕分け
- 物資等の輸送
- 避難所における物資配布
- 外国人への通訳

資料編 ○ 災害時における南アルプス市と南アルプス市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書 (P1333)

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第12節 情報通信システム整備計画

災害の予防及び応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市役所を親局として、各支所・集落へ子局を設置している。また、各支所においては、地区住民への広報手段等として、固定系のほか移動系の防災行政無線を設置、配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

第2 県防災行政無線システム

災害時に県・県関係出先機関等からの情報収集、また被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保する。

第3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、災害時に有効に活用できるよう、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第4 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について、具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

- 1 警察無線 (南アルプス警察署)
- 2 消防無線 (南アルプス市消防本部)
- 3 東京電力無線 (東京電力パワーグリッド (株)山梨総支社櫛形事務所)

第5 その他通信設備の整備

1 市ホームページの整備

市は、インターネットホームページを開設し、市の広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。

2 CATVの有効活用

八田・白根・芦安地区ではCATVによる自主放送を行っている。また、橿形・若草地区では関西CATVが市の行政情報・イベント情報等の広報番組を放送している。

災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など災害時要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効であるので、今後、その有効活用について、各放送機関と協議を図っていくものとする。

3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、南アルプス市アマチュア無線非常通信連絡会議と応援協定を締結している。災害時に必要な情報を収集し、また円滑に伝達ができるよう防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

資料編 ○災害時非常無線通信の協力に関する協定 (P1155)

4 簡易デジタル無線機の整備

災害発生時、電源が途絶した際における情報収集・伝達体制を確保するため、簡易デジタル無線機を整備し、避難状況、被災情報の迅速な収集と適切な情報伝達体制を構築する。

5 緊急速報メール等の活用

市内への情報伝達の確実性を期し、携帯電話のメール機能を活用した緊急速報メールやL-ALERT(テレビ文字放送)を活用する。

第6 土砂災害警戒情報システム

甲府地方气象台と山梨県砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」について、県内をメッシュ単位で分割して土砂災害の危険度等の補足情報を提供するものであり、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に市が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考とする。

第13節 要配慮者対策の推進計画

大規模災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の災害時における要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

平成17年3月に国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には、女性の参画の促進に努める。
- (2) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災会等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門職）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。
- (3) 南アルプス市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの災害時要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を設置し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップ作りを通じて、災害危険箇所等のほか避難行動要支援者を把握し、また支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

2 要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 福祉担当部署が中心となって、平常時より市内に在住の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を把握し、その者のうち、災害時、自ら避難することが困難で、支援を要する避難行動要支援者の名簿（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由を記載）を自治会組織や民生委員と連携の下、作成するものとする。
- (2) 避難支援に携わる関係者として消防本部、南アルプス警察署、民生委員に全ての内容を記載した名簿を、社会福祉協議会、自主防災会に氏名、住所、支援に携わる者のみを記した名簿を、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿を印刷物にて提供し、関係各部の協力を得ながら情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備を図る。

その際、名簿は鍵の掛かる容器に保管する等十分注意し、情報の漏えい防止に万全を期するものとする。

- (3) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、個別の「避難支援プラン」を作成する。
- (4) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報の発表時や、市長の判断で出す「避難準備（避難行動要支援者避難）情報」発表時に、健常者よりも先に避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。

3 緊急通報システムの活用

市は、「南アルプス市緊急通報システム整備事業実施要綱」に基づき、65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、急病や事故等の緊急時に迅速な救助が実施できるよう、緊急通報システム

を整備している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 市は、在宅高齢者、障害者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

- (3) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、同名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

なお、その際の名簿提供先は、消防本部、南アルプス警察署、民生委員、自主防災会、社会福祉協議会とし、災害の収束等により提供された名簿が不必要になった場合は、速やかに市に返却するものとする。

5 介護等が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

避難所のうち、健康センター、保健福祉センター等で、小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、高齢者・障害者・乳幼児・病弱者等の避難行動要支援者優先の避難所として確保に努める。

なお、福祉避難所を確保する場合には、次の点に留意する。

- (1) 地区毎、障害種別毎の福祉避難所を指定する。
- (2) 災害時に福祉避難所毎の福祉避難所相談員を設置する。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。

資料編 ○ 協定により指定された福祉避難所一覧表 (P1033)

6 避難所における対応

市は、避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達体制の構築

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平素から情報伝達体制の構築等に努める。

8 応急仮設住宅設置時における措置

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、優先的入居など高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第2 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図る。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 災害情報など各種情報の伝達
- ② 被災外国人の要望等の報告
- ③ 災害応急活動状況・復旧状況の説明

第14節 防災拠点整備計画

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。

第1 活動拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

市の防災拠点

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| ① 災害対策活動拠点 | ⇒ | 市役所 |
| ② 現地対策活動拠点 | ⇒ | 各支所 |
| ③ 本部代替施設拠点 | ⇒ | 地域防災交流センター(多目的ホール) |
| ④ 避難拠点 | ⇒ | 指定避難地・避難所 |
| ⑤ 給水拠点 | ⇒ | 市上下水道局、各配水池 |
| ⑥ 物資備蓄拠点 | ⇒ | 防災備蓄倉庫 |
| ⑦ 物資集積拠点 | ⇒ | 屋内ゲートボール場(すぱーく白根)等 |
| ⑧ 物資輸送拠点 | ⇒ | 飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場 |
| ⑨ 応援受入拠点 | ⇒ | 自衛隊宿泊予定施設 |
| ⑩ 医療活動拠点 | ⇒ | 市健康管理センター、災害拠点(支援)病院ほか市内医療機関 |
| ⑪ 消防活動拠点 | ⇒ | 消防署、分遣所、消防団詰所 |

- | | | |
|-----|---------------------|---------|
| 資料編 | ○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表 | (P1019) |
| | ○ 飛行場外離着陸場等一覧表 | (P1072) |
| | ○ 自衛隊ヘリコプター主要発着場一覧表 | (P1073) |
| | ○ 自衛隊宿泊予定施設一覧表 | (P1075) |

第2 耐震化の推進

災害対策本部が設置され、災害時の活動拠点となる市庁舎、現地災害対策本部が設置され、各地区の活動拠点となる支所、避難所が開設される学校その他の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

第3 活動拠点の整備

1 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

2 連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

3 要配慮者に配慮した整備

避難路となる歩道、避難地・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

4 備蓄の推進

(1) 市庁舎、支所への備蓄

市庁舎、支所に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進していく。

(2) 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校、公民館等の公共施設に避難所開設に必要な生活必需品、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

第4 地域防災拠点の整備

災害対策本部として適時・適切な災害応急対策を講ずるためには、市民の安否情報及び正確な被害状況の把握が最も重要であり、確実な情報収集を可能にするためには、地域毎の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告できる体制の確立が必要である。したがって、それらの機能を有した防災拠点を必要に応じて確保するために、市内の公共施設の再配置と併行して地域防災拠点の整備を検討する。

第15節 建築物災害予防対策計画

第1 土地区画整理事業の促進

道路整備等と連動した地区計画等の整備を推進し、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

第2 公共施設災害予防計画

1 公共老朽建物の改築促進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物への改築を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市営住宅の不燃化の推進

老朽度の著しい木造市営住宅については、住民の理解と協力により耐震・耐火構造への建替等を図る。

3 防災査察

旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

4 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

(1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

(2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

(3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第16節 文化財災害予防対策計画

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が遺した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本市の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○地区別指定文化財一覧表 (P1723)

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び市教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び市の文化財

「山梨県文化財保護条例」及び「南アルプス市文化財保護条例」により、県及び市がそれぞれ独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。この場合、同一物件が国、県、市指定と重なることはない。

3 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第4 文化財災害予防措置

市は、次の各事項に留意して、文化財の災害予防を推進する。

- 1 住民に対し、文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。
- 2 指定建造物の内外における火気使用、たき火・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。
- 3 文化財の災害予防のため、政令に規定されている消防用設備等の設置を指導推進する。
- 4 搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して、防災関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導する。
- 5 文化財防火デー等を通じ、消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制（自衛消防体制）の指導及び施設内外における火気取扱いの規制等を行うとともに、文化財周辺をたき火喫煙禁止区域及びたき火喫煙注意区域と指定し、制札を建植し、火災予防の徹底を図る。

第17節 特殊災害予防対策計画

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防吏員・団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

資料編 ○地区別危険物施設設置状況一覧表 (P1051)

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退の勧告又は指示